

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度税制改正の概要 －成長と分配の好循環に向けた税制改正－
著者 / 所属	鎌田 素史・伊藤 司 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	18-33
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 令和4年度税制改正の概要

### — 成長と分配の好循環に向けた税制改正 —

鎌田 素史

伊藤 司

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和4年度税制改正の概要
  - (1) 住宅ローン控除制度の見直し
  - (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
  - (3) 積極的な賃上げ等を促すための措置
  - (4) オープンイノベーション促進税制の拡充
  - (5) 5G導入促進税制の見直し
  - (6) 税理士制度の見直し
  - (7) 記帳義務を適正に履行しない納税者への対応
  - (8) 財産債務調書制度の見直し
3. 賃上げ促進税制及び金融所得課税に係る課題
  - (1) 賃上げ促進税制に係る課題
  - (2) 金融所得課税に係る課題
4. おわりに

#### 1. はじめに

岸田内閣総理大臣は、第205回国会における所信表明演説(令和3年10月8日)において、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現を目指すとし<sup>1</sup>、これを実現するため内閣に「新しい資本主義実現本部」を設置した(同月15日閣議決定)。新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具

<sup>1</sup> 第205回国会衆議院本会議録第2号3頁(令3.10.8)。なお、第49回衆議院議員総選挙(令和3年10月31日執行)を経て、令和3年11月10日に第2次岸田内閣が発足している。

体化を進めるため、同本部の下に設置された「新しい資本主義実現会議」は、同年11月8日に「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(以下「緊急提言」という。)を取りまとめた。緊急提言は「成長戦略」と「分配戦略」から成り、新しい資本主義を起動するため、当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理している。税制については、成長戦略で「住宅ローン減税の在り方」、「大企業とのオープンイノベーションを促進する税制措置」を、分配戦略で「労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化」を挙げ、令和4年度税制改正において結論を得るとした<sup>2</sup>。

以上を踏まえつつ、自由民主党及び公明党は令和4年度税制改正について議論を行い、同年12月10日、「令和4年度税制改正大綱」(以下「令和4年度与党税制改正大綱」という。)を決定した。これを受け、政府は同月24日、「令和4年度税制改正の大綱」(以下「令和4年度政府税制改正大綱」という。)を閣議決定した。

本稿では、令和4年度税制改正について、両大綱等に基づき、その主な内容を紹介するとともに、関連する課題について述べる。

## 2. 令和4年度税制改正の概要

### (1) 住宅ローン控除制度の見直し

#### ア 制度の概要及び近年の改正

個人が一定の要件(床面積50㎡以上など)を満たす住宅の取得等<sup>3</sup>をして、自己の居住の用に供した場合において、その住宅の取得等のために借入金等の金額を有するときは、その居住の用に供した日の属する年(居住年)以後10年間の各年(居住の用に供している年に限る。)について、その者のその年の合計所得金額が3,000万円以下である場合に限り、住宅借入金等の年末の残高(住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額))を超える場合には、借入限度額の一定割合(控除率:1%)の金額を各年の所得税額から控除することができる(住宅ローン控除)。

平成25年度税制改正において、消費税率8%への引上げ時の反動減対策として借入限度額が上乗せされ、平成26年4月から令和3年12月まで<sup>4</sup>に住宅の取得等をした場合には、4,000万円<sup>5</sup>とされた(従前は2,000万円)。また、同期間に認定住宅<sup>6</sup>の新築等をした場合も同様に借入限度額が上乗せされ、5,000万円とされた(従前は3,000万円)<sup>7</sup>。

<sup>2</sup> この内容は、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに「新しい資本主義」を起動させ、「成長と分配の好循環」を実現するために策定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)にも盛り込まれた。

<sup>3</sup> 居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は居住用家屋の増改築等

<sup>4</sup> 当初は平成29年12月までであったが、消費税率10%への引上げの延期に伴い、適用期限が延長された。

<sup>5</sup> 各年の控除限度額は40万円となる(=4,000万円×1%)。

<sup>6</sup> 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号))に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋)又は、認定低炭素住宅(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号))に規定する低炭素建築物に該当する家屋又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋)をいう。

<sup>7</sup> その後も、消費税率引上げ時の反動減対策や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた税制改正が行われてきた。令和元年度税制改正では、消費税率10%への引上げ時の反動減対策として、令和元年10月から令和2年12月までに住宅の取得等、認定住宅の新築等をした場合には、控除期間を13年間とする等の上乗せ措置が講じられた。令和2年4月の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法

## イ 平成30年度決算検査報告の指摘

会計検査院の平成30年度決算検査報告（令和元年11月8日内閣送付）においては、住宅ローン控除の控除率（1%）を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が高いこと、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回っていること、適用実態から見て国民の納得できる必要最小限のものになっているかなどの検討が望まれること等の指摘がなされた。これを受け、自由民主党及び公明党の「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日。以下「令和3年度与党税制改正大綱」という。）では、「消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置の適用期限後の取扱いの検討に当たっては、こうした会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直すものとする。」とされた。

## ウ 改正案の概要

令和4年度税制改正では、令和3年度与党税制改正大綱を踏まえつつ、社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するため、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得の促進などの観点から、以下の見直しをすることとしている（図表1）。

まず、住宅ローン控除の適用期限を令和7年12月31日まで4年間延長することとしている。その上で、消費税率8%への引上げ時の反動減対策として実施されてきた借入限度額の上乗せ措置を終了する一方、2050年カーボンニュートラル<sup>8</sup>の実現の観点から、住宅性能等に応じた上乗せ措置を講じることとした。控除期間は、新築の認定住宅等<sup>9</sup>につ

図表1 住宅ローン控除(改正案)

		入居年			
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円		4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円
		その他の住宅	3,000万円		2,000万円 ※1
	既存住宅	認定住宅	3,000万円		
		ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
	控除率		0.7%		
控除期間	新築・買取再販	13年 ※2			
	既存住宅	10年			
所得要件		2,000万円以下			
床面積要件		50㎡以上 ※3			

※1 令和6年以降に建築確認を受ける新築は対象外となる。

※2 令和6年、7年に入居する「その他の住宅」については10年。

※3 令和5年以前に建築確認を受けた新築は40㎡以上(所得要件:1,000万円以下)

※4 既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については、「昭和57年以降に建築された住宅」に緩和する。

(出所)財務省資料より作成

律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）ではこの上乗せ措置が弾力化され、住宅建設の遅延等への対応として、一定の期間に取得等に係る契約をし、令和3年12月までに入居した場合には、控除期間13年間の住宅ローン控除を適用できることとされた。令和3年度税制改正では、低迷が続く住宅投資を幅広い購買層に喚起するため、更なる特例措置が講じられ、一定の期間に取得等に係る契約をし、令和3年1月から令和4年12月までに入居した場合には、控除期間13年間の住宅ローン控除を適用できることとされた。

<sup>8</sup> 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

<sup>9</sup> 認定住宅、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。

いて13年間とし、床面積要件は、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上に緩和することとしている。また、平成30年度決算検査報告に対応する観点から、控除率を0.7%とするとともに、住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を2,000万円以下に引き下げることとしている。

## (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

親・祖父母等からの贈与により住宅用家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭(住宅取得等資金)の取得をした受贈者(20歳以上、合計所得金額2,000万円以下)が一定の要件(取得する住宅用家屋の面積が50㎡以上240㎡以下など)を満たす場合には、一定の金額(非課税限度額)までの住宅取得等資金は、贈与税が非課税とされる。

この非課税措置は、高齢者層から若年世代への資産の早期移転を通じて、裾野の広い住宅需要を刺激する観点から、「経済危機対策」に係る平成21年6月の税制改正で措置された。その後も経済対策の一環として適用期限の延長や非課税枠の拡大が行われ、現行制度は、令和3年度税制改正により令和3年12月31日までの措置とされている。非課税限度額は住宅用家屋の種類ごとに、取得等に係る契約締結日により異なるが、消費税率10%適用住宅の場合は、省エネ、耐震及びバリアフリーのいずれかの性能を有する住宅用家屋(省エネ等住宅)のときは1,500万円、一般住宅のときは1,000万円とされている<sup>10</sup>。

令和4年度税制改正では、本措置の適用期限を令和5年12月31日まで2年間延長している。非課税限度額については、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、贈与を受けて新築等をした場合、省エネ等住宅のときは1,000万円、一般住宅のときは500万円としている。また、取得等をする住宅用家屋が既存住宅の場合、現行では、築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年以内)を満たし、耐震基準に適合していることが必要とされるが、改正案では、築年数要件を廃止する一方、昭和57年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)としている。なお、受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げている。

## (3) 積極的な賃上げ等を促すための措置

### ア 制度の変遷及び概要(図表2、3)

個人所得の拡大を図り、所得水準の改善を通じた消費喚起による経済成長を達成するため、企業の労働分配率の増加を促す措置として、平成25年度税制改正において所得拡大促進税制が創設された。同税制は、一時金を含む給与総額を基準年度(平成24年度)から増加させた場合に、その増加額の10%の税額控除を認めるとするものであった。同税制は、平成26・27年度税制改正における適用要件の緩和を経て、平成29年度税制改正において、企業収益の拡大を雇用の増加や賃金上昇につなげることにより経済の好循環を強化するとの観点から、賃上げのインセンティブを強化するための見直しが行われた。

同税制はさらに、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、国内設備投資、賃上げ、人材投資等に積極的に取り組む企業を支援するとされた<sup>11</sup>こ

<sup>10</sup> 消費税率10%適用住宅以外の場合は、省エネ等住宅のときは1,000万円、一般住宅のときは500万円。

<sup>11</sup> 「賃上げや設備投資に積極的な企業に対しては、法人の利益に対する実質的な税負担を、国際競争において



図表2 大企業向けの賃上げに関する税制措置の変遷

		平成25年度改正 所得拡大促進税制の創設	平成26年度改正	平成29年度改正
適用要件	賃上げ	・雇用者全体の給与総額 ：対平成24年度増加率5%以上 ：前年度を下回らないこと ・雇用者全体の平均給与額 ：前年度を下回らないこと	・雇用者全体の給与総額 ：5%要件の緩和(※1) ：(同左) ・継続雇用者の平均給与額 ：前年度を上回ること	・雇用者全体の給与総額 ：(同左) ：(同左) ・継続雇用者の平均給与額 ：対前年度増加率2%以上
	設備投資	—	—	—
税額控除		・雇用者全体の給与総額の対平成24年度増加額×10%	・同左	・同左 ・雇用者全体の給与総額の対前年度増加分について、控除率を2%上乘せ
		平成30年度改正 賃上げ・投資促進税制への改組	令和3年度税制改正 人材確保等促進税制への改組	
適用要件	賃上げ	・継続雇用者の給与総額 ：対前年度増加率3%以上	・新規雇用者の給与総額 ：対前年度増加率2%以上	※1 平成25・26年度は対平成24年度増加率2%(平成25年度当初に遡って適用)、平成27年度は同3%、平成28・29年度は同5%。 平成27年度税制改正において、平成28年度は同4%とされた。
	設備投資	・国内設備投資額 ：当期の減価償却費の総額の90%以上(※2)	—	
税額控除		・雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15% ・当期の教育訓練費が前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍以上である場合には控除率を5%上乘せ	・新規雇用者の給与総額×15% ・当期の教育訓練費が前期の教育訓練費の1.2倍以上である場合には控除率を5%上乘せ	※2 令和2年度税制改正により、令和2年度からは95%以上

(出所)財務省資料より作成

とを受け、平成30年度税制改正において、大企業向けの賃上げ・投資促進税制と中小企業向けの所得拡大促進税制へと改組された。この改正では、給与総額の増加額の比較対象が基準年度から前年度へと改められるとともに、教育訓練費を一定以上増加させた企業に対して税額控除率を上乘せする措置が導入された。

令和3年度税制改正では、賃上げ・投資促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点に基づき、人材確保等促進税制へと改組され、新規雇用者の給与総額に着目した適用要件へと見直された。また、中小企業向けの所得拡大促進税制については、雇用者報酬全体の維持・拡大に積極的に取り組む企業を支援すべきとして、雇用者全体の給与総額の増加に着目した適用要件へと見直された。

なお、大企業の賃上げ促進に関連して、特定税額控除制度の不適用措置がある。この措置は、新しい経済政策パッケージにおいて、企業収益が増大している大企業のうち賃金引上げや国内設備投資に消極的なものに対して、果敢な経営判断を促すため、生産性の向上に関する措置の適用を制限するとされたことを受けて、平成30年度税制改正において設けられた。現行の措置では、(1)継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること、(2)国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えることのいずれにも該当しない大企業は、一定の税額控除制度<sup>12</sup>の規定が適用されない。

十分に戦える程度まで軽減する。特に人材投資に真摯に取り組む企業については負担軽減を深掘りする。」とされた。

<sup>12</sup> 具体的には、研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制による税額控除をいう。

図表3 中小企業向けの賃上げに関する税制措置の変遷

		平成25年度改正 所得拡大促進税制の創設	平成26年度改正	平成29年度改正
適用要件	賃上げ	・雇用者全体の給与総額 ：対平成24年度増加率5%以上 ：前年度を下回らないこと ・雇用者全体の平均給与額 ：前年度を下回らないこと	・雇用者全体の給与総額 ：5%要件の緩和(※) ：(同左) ・継続雇用者の平均給与額 ：前年度を上回ること	・雇用者全体の給与総額 ：(同左) ：(同左) ・継続雇用者の平均給与額 ：前年度を上回ること ：対前年度増加率2%以上
税額控除		・雇用者全体の給与総額の対平成24年度増加額×10%	・同左	・同左 ・継続雇用者平均給与額が対前年度増加率2%以上の場合には、雇用者全体の給与総額の対前年度増加分について、控除率を12%上乘せ
		平成30年度改正 中小企業向け 所得拡大促進税制への改組	令和3年度改正	
適用要件	賃上げ	・雇用者全体の給与総額 ：前年度を上回ること ・継続雇用者の給与総額 ：対前年度増加率1.5%以上	・雇用者全体の給与総額 ：対前年度増加率1.5%以上	※ 平成25・26年度は対平成24年度増加率2%(平成25年度当初に遡って適用)、平成27年度は同3%、平成28・29年度は同5% 平成27年度税制改正において、平成28・29年度は同3%とされた。
税額控除		・雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15% ・さらに高い賃上げ、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ	・雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15% ・雇用者全体の給与総額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ	

(出所)財務省資料より作成

## イ 緊急提言、岸田総理の所信表明演説

緊急提言においては、成長と分配の好循環の起爆剤として成長の実現が重要であるとした上で、賃金の形で分配することの必要性が強く指摘された<sup>13</sup>。そして、「労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化」として、新規雇用者ではなく、継続雇用者の一人当たり給与の増加を要件とすること、非正規雇用を含めて全雇用者の給与総額の増加を対象とすること、賃上げに積極的な企業に対する税額控除の率を引き上げることなど、制度を抜本的に強化することを検討し、令和4年度税制改正において結論を得るとされた。

また、第207回国会における岸田総理の所信表明演説<sup>14</sup>では、「給与を引き上げた企業を支援するための税制を抜本的に強化します。企業の税額控除率を大胆に引き上げます。」と、賃上げの促進に係る税制改正への決意が改めて示された。

## ウ 改正案の概要(図表4、5)

人材確保等促進税制について、現行制度を抜本的に見直し、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を対前年度比3%以上増加させた企業について、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の15%を税額控除できる制度とすることとしている。この場合、継続雇用者の給与総額を対前年度比で4%以上増加させたときは税額控除率を10%上乘せ、教育訓練費を対前年度比で20%以

<sup>13</sup> 「従業員に賃金の形で分配することで、消費が拡大し、消費拡大によって需要が拡大すれば、企業収益が更に向上し、持続的な成長につながる。我が国の労働分配率は、他の先進国と比較しても低い水準にあり、分配戦略は、成長を支える重要な基盤である」、「成長戦略によって生産性を向上させ、その果実を働く人に賃金の形で分配することで、広く国民の所得水準を伸ばし、次の成長を実現していく「成長と分配の好循環」の実現に向けて(中略)あらゆる政策を総動員していく必要がある。」など。

<sup>14</sup> 第207回国会衆議院本会議録第1号(令3.12.6)

図表4 人材確保等促進税制の抜本的見直し(案)

		《現行》	《改正案》
<b>【適用要件】</b>			
給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額 :対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額 :対前年度増加率3%以上
マルチステークホルダーへの配慮		—	従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
<b>【税額控除】</b>		<b>〔控除率最大20%〕</b>	<b>〔控除率最大30%〕</b>
控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ (賃上げ)	—	+10% 継続雇用者の給与総額 :対前年度増加率4%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5% 教育訓練費の対前年度増加率20%以上	+5% 教育訓練費の対前年度増加率20%以上
控除限度額	当期の法人税額×20%	● → (変更なし)	

(出所)財務省資料より作成

上増加させたときは税額控除率を5%上乗せすることとし、合わせて最大で30%を税額控除できることとしている。また、株主だけでなく、従業員や取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、資本金10億円以上かつ常時使用する従業員数1,000人以上の大企業については、給与支給額上げの方針や取引先との適切な関係の構築の方針等をインターネットで公表したことを経済産業大臣に届け出ることを本税制の適用要件としている。これにより、大企業と中小企業との取引適正化を図ることなどを通じて、企業の持続的な賃上げにつなげようとしている。本税制は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度を対象としている。

あわせて、特定税額控除規定の不適用措置についても見直すこととしている。具体的には、(a)資本金10億円以上かつ常時使用する従業員数1,000人以上、(b)前事業年度が黒字のいずれにも該当する大企業については、上記(2.(3)ア参照)の「継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること」の要件を「継続雇用者の給与総額の対前年度増加割合が1%以上<sup>15</sup>であること」とし、措置を強化している。

中小企業向けの所得拡大促進税制については、中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控

図表5 中小企業における所得拡大促進税制の見直し(案)

		《現行》	《改正案》
<b>【適用要件】</b>			
給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額 :対前年度増加率1.5%以上 ● → (変更なし)	
<b>【税額控除】</b>		<b>〔控除率最大25%〕</b>	<b>〔控除率最大40%〕</b>
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ● → (変更なし)	
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ (賃上げ)	+10%	+15% 雇用者全体の給与総額 :対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+10% and 雇用者全体の給与総額 :対前年度増加率2.5%以上 教育訓練費増加等の要件の充足	+10% 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
控除限度額	当期の法人税額×20%	● → (変更なし)	

(出所)財務省資料より作成

<sup>15</sup> 令和4年度については0.5%



除率を最大40%に引き上げることとし、適用期限を令和6年3月31日まで1年延長することとしている。

#### (4) オープンイノベーション促進税制の拡充

我が国企業のオープンイノベーション<sup>16</sup>については、大学や公的研究機関との連携は欧米と遜色ない水準にあるものの、企業間の連携、特に既存企業とスタートアップ企業との協働については弱いことが指摘されてきた。そこで、第4次産業革命<sup>17</sup>に伴う急激な事業環境変化に対応し、その可能性を最大限引き出すためには、オープンイノベーションによる付加価値の向上が不可欠であるとの認識から、令和2年度税制改正において、オープンイノベーション促進税制が創設された。具体的には、国内の事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のスタートアップ企業<sup>18</sup>の株式を一定額以上の現金の払込みにより取得し<sup>19</sup>、取得した事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該株式の取得価額の25%以下の金額を当該事業年度の確定した決算において特別勘定の金額として経理したときは、当該経理した金額を損金の額に算入できる、すなわち、所得控除できることとされた。特別勘定の金額は、株式を譲渡したり配当の支払を受けたりするなどの事由に該当した場合には、その事由に応じた金額を取り崩して益金に算入することとされた。ただし、株式の取得の日から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩しても益金に算入されないとされた。

オープンイノベーションについては、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）や経済財政運営と改革の基本方針2021（同日閣議決定）などにおいて、スタートアップ企業を支援していくことが掲げられた。また、緊急提言では本税制の拡充を検討する旨記載された<sup>20</sup>。

令和4年度税制改正では、スタートアップ企業を徹底支援するとともに、既存企業の事業革新を促すことにより、企業が生み出す付加価値の向上につなげることも、成長と分配の好循環の実現に向けて必要不可欠であるとして、出資の対象となる企業に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップ企業を追加すること、特別勘定の金額を取り崩して益金に算入する期間を5年から3年に短縮することとし、本税制の適用期限を2年間延長して令和6年3月31日までとしている。

---

<sup>16</sup> オープンイノベーションとは、「組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源の流出入を活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすこと」とされる（オープンイノベーション協議会「オープンイノベーション白書（初版）」（2016年7月）4頁。原典はHenry W. Chesbrough, “Open Innovation - the New Imperative for Creating and Profiting from Technology”, 2003）。

<sup>17</sup> I o T、ビッグデータ、AI、ロボット等による技術革新をいう。

<sup>18</sup> 設立後10年未満の株式会社（新規設立を除く。）、非上場企業、企業グループに属していない等の要件を全て満たすもの

<sup>19</sup> 1件当たりの規模は、大企業は1億円以上、中小企業は1,000万円以上とされている。また、オープンイノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であること等の要件を満たす必要がある。

<sup>20</sup> 「大企業とのオープンイノベーションを促進する税制措置について、スタートアップ企業の株式取得を通じて連携を深める取組が増えるよう、対象となる株式の範囲の拡充を検討し、本年末の来年度税制改正において結論を得る。」とされた。

## (5) 5G導入促進税制の見直し

5G（第5世代移動通信システム）はSociety5.0<sup>21</sup>の実現に不可欠な社会基盤であり、様々な分野における社会課題解決、生産性向上、国際競争力確保の観点から、その導入及び全国への普及が早期に必要とされた。そこで、令和2年度税制改正において、超高速・大容量通信等を実現する全国基地局の前倒し整備（全国5G）と、地域活性化や地域の課題解決を促進するため、地域企業等様々な事業主体による5Gシステムの構築（ローカル5G）を支援する5G導入促進税制が創設された。具体的には、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日（令和2年8月31日）から令和4年3月31日までの間、同法の認定導入事業者がその認定導入計画に従って導入する一定の5G設備について、取得価額の30%相当額の特別償却又は15%相当額の税額控除ができることとされた。

現在、政府は、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて議論しており<sup>22</sup>、時代を先取るデジタル基盤を公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装を、政策を総動員して支援するとしている。

令和4年度税制改正においては、都市・地方で一体的に全国5Gを整備すること、特に条件不利地域における整備を加速することが重要であるとし、また、社会課題の解決や事業革新等に向けてローカル5Gの導入の後押しが求められるといった観点から、本税制の対象となる設備を見直す<sup>23</sup>とともに、税額控除率にインセンティブを付与する見直し<sup>24</sup>を行った上で、3年間に期間を限定した延長を行うこととしている。

## (6) 税理士制度の見直し

令和3年度与党税制改正大綱では、「税理士制度については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める。」とされた。

令和4年度税制改正においては、日本税理士会連合会の要望<sup>25</sup>を踏まえた改正を行うこ

<sup>21</sup> 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会とされる。

<sup>22</sup> デジタル田園都市国家構想実現会議（議長：内閣総理大臣）を開催している。

<sup>23</sup> 全国5Gの設備はマルチベンダー構成のもの、スタンドアロン方式のものに限る、ローカル5Gの設備は先進的なデジタル化の取組に利用されるものに限るなど。いずれも補助金等の交付を受けたものは除外される。

<sup>24</sup> 全国5G導入事業者について、過疎地域等の条件不利地域は、令和4年度は15%、令和5年度は9%、令和6年度は3%とし、その他の地域については同じく9%、5%、3%とする。ローカル5G導入事業者について、令和4年度は15%、令和5年度は9%、令和6年度は3%とする。

<sup>25</sup> 日本税理士会連合会は税理士法第49条の13に基づき設立される法人で、「税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士登録に関する事務を行うことを目的」としている。同連合会は、令和元年5月に「次期税理士法改正に関する答申」を公表するなど、税理

ととしている。例えば、加速化する経済のデジタル化の流れに対応する観点から、納税義務者の利便性向上のため、税理士がその業務のICT化等を進める努力義務の創設、税理士試験受験者の多くが会計学の勉強から始めることを踏まえた、税理士試験の会計学科目における受験資格の不要化、租税教育や成年後見業務などの社会貢献に資する業務を税理士個人として行っている現状を踏まえた、税理士法人が行うことのできる業務範囲の拡充といった措置を講じることとしている。このほか、懲戒逃れを凶る税理士等への対応（税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備、元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」処分の創設）など、多岐にわたり税理士制度の見直しを行うこととしている。

#### （7）記帳義務を適正に履行しない納税者への対応

法定の期限までに適正な申告・納付がなされない場合、申告・納付を怠った程度に応じて加算税が課される。申告納税方式による国税については、過少申告加算税（期限内申告について修正申告・更正があった場合。課税割合：10%又は15%）、無申告加算税（期限後申告・決定があった場合、期限後申告・決定について修正申告・更正があった場合。同15%又は20%）及び重加算税（仮装隠蔽があった場合。同35%又は40%）がある。

令和4年度税制改正では、記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性の観点に鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対し、意図しない記帳誤りや帳簿の作成能力に配慮した上で、その記帳義務の不履行の程度に応じて過少申告加算税等を加重する仕組みを設けることとしている。具体的には、修正申告等があった時前に、所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上げに係る帳簿の提出の要求があり、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重（下記(b)については5%加重）することとしている（納税者の責めに帰すべき事由がない場合は、この措置は適用されない。）。

(a) 不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかった場合）

(b) 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は(a)）

#### （8）財産債務調書制度の見直し

所得税及び相続税の申告の適正性を確保する観点から、平成27年度税制改正において財産債務調書制度が創設された。同制度では、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、総資産3億円以上の財産又は有価証券等1億円以上の財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他を記載した財産債務調書を翌年3月15日までに提出しなければならない。

令和4年度税制改正では、本調書の提出期限を6月30日までに緩和するなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、総資産10億円以上という特に高額な資産保有者については所得基準によらず本調

---

士法の改正に向けた取組を行ってきたところ、令和3年6月に「税理士法に関する改正要望書」を国税庁等に提出した。

書の提出義務者とする措置を講ずることとしている。

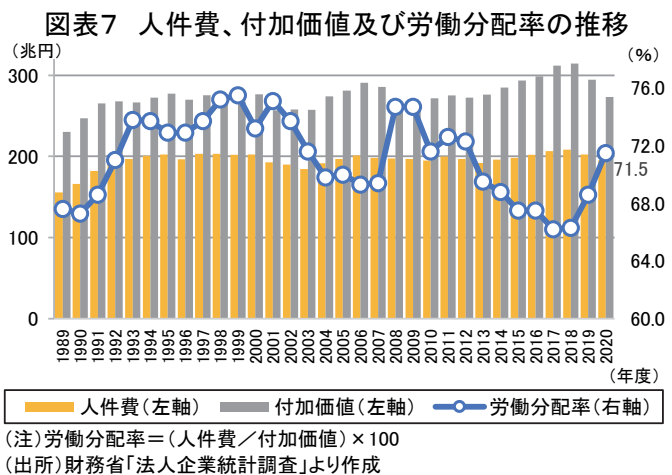
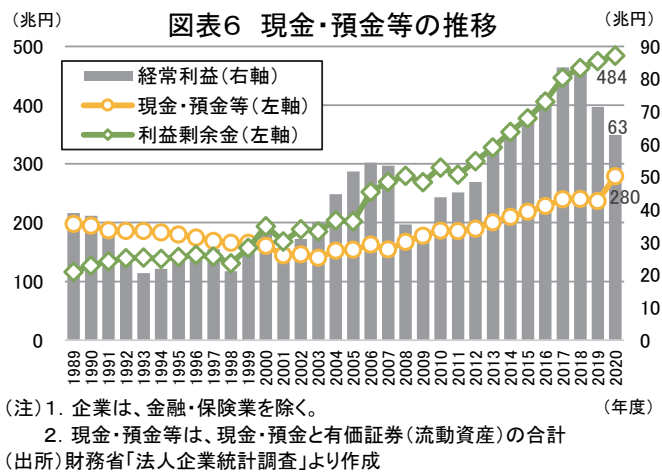
以上を主な内容とする令和4年度税制改正について、令和4年度政府税制改正大綱では、初年度740億円の減収、平年度1,530億円の減収が生じるとされている。

### 3. 賃上げ促進税制及び金融所得課税に係る課題

#### (1) 賃上げ促進税制に係る課題

企業が雇用者に対して支払った給与の額に応じて法人税の税額控除を受けられる、いわゆる賃上げ促進税制は、上記(参照：2.(3)ア)のとおり、個人所得の拡大を図り、所得水準の改善を通じた消費喚起による経済成長を達成するため、企業の労働分配率の増加を促す措置として創設されたものである。この政策意図は、緊急提言で強調された賃金の形で分配することの必要性(参照：脚注13)に発想が通じるところがある。岸田総理は令和3年11月26日の新しい資本主義実現会議(第3回)において「来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動に相応しい3%を超える賃上げを期待する。」と発言しており、令和4年度税制改正における本税制の見直しは、企業の賃上げの取組を後押しする、分配戦略の中核を担う施策に位置付けられていると理解できる。

一方、本税制は高率の税額控除を用意するもので、優遇の度合いとしては非常に大きいと言えるが、賃上げについて顕著な効果を上げてきたと評価できるかという点、懐疑的な見方が少なくないように思われる<sup>26</sup>。これを統計から確認してみると、企業の経常利益が右肩上がり増加し、利益剰余金や現金・預金等の最高額を更新し続けてきた中で、人件費は横ばいで据え置かれ続け、労働分配率はむしろ低下傾向にあった<sup>27</sup>(図表6、7)。確かに賃



<sup>26</sup> 令和4年度与党税制改正大綱では、「企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な税制上の取組みを行ってきた。(中略)企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。」としている。

<sup>27</sup> 令和元・2年度は上昇しているが、人件費は横ばいである。付加価値が減少したことの影響と考えられる。



金の改定率（定期昇給率＋ベースアップ率）については近年上昇傾向にはあったが（図表8）、名目賃金は上昇しても、実質賃金は下落しており（図表9）、生活実感として所得の向上を強く実感することは少なかったのではないかと。賃上げは税制によってのみ実現されるものではないが、本税制が「労働分配率の増加を促す措置」として企業全体を牽引するほどには機能しなかったことがうかがわれ、また、「所得水準の改善を通じた消費喚起」の効果が期待していたほど発揮されなかったのではないかとと思われる。

以下では、本税制に関連するいくつかの課題に触れる。

#### ア 適用される企業

本税制は法人税の税額控除を行うものであることから、そもそも納めるべき法人税が発生していることが

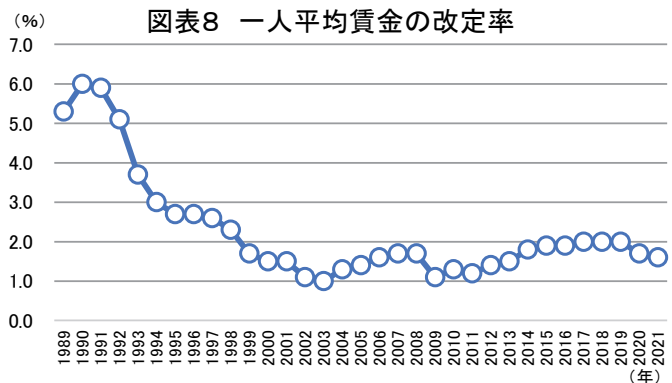
適用の前提となる。しかし、我が国企業の61.6%が欠損法人<sup>28</sup>であり、そのほとんどが中小企業である<sup>29</sup>。多くの企業にとって本税制は自企業と直接的には関係のない措置であるため、賃上げのインセンティブとはなり難い。税額控除という手法を用いる以上、このような根本的な制約があることから、赤字企業にも賃上げの動機を付与する他の手法を併せて講じていく必要がある。

#### イ 給与総額を増加させる方法

企業が雇用者の給与総額を増加させる方法としては、主に、基本給の引上げと一時金の増額が考えられる<sup>30</sup>。本税制の創設以来、適用要件は変遷してきたが、このどちらの方法でも適用要件を満たし得る点は一貫しており、令和4年度税制改正でも変わらない<sup>31</sup>。

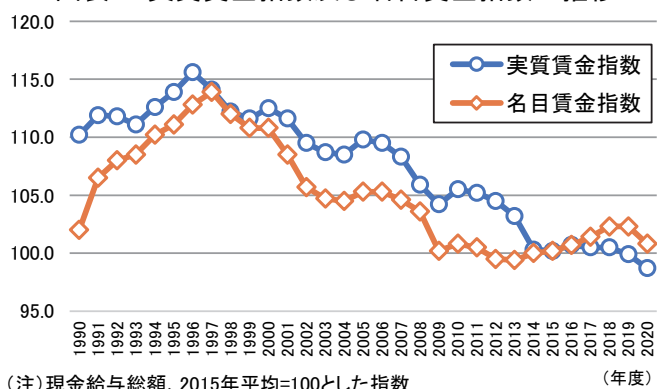
しかし、一時金の増額により適用要件を満たしたとしても、増額された一時金の水準

図表8 一人平均賃金の改定率



(出所)厚生労働省「令和3年賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

図表9 実質賃金指数及び名目賃金指数の推移



(注)現金給与総額、2015年平均=100とした指数

(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和2年度分結果確報」より作成

<sup>28</sup> 所得金額がマイナス（損失）又はゼロである法人をいう。

<sup>29</sup> 国税庁「会社標本調査（令和元年度分）」では、法人数275万8,420社から連結子法人の数を差し引いた274万5,437社のうち、欠損法人は169万1,357社となっている。

<sup>30</sup> 新規雇用者数の増加でも給与総額は増えるが、賃上げ促進税制の適用要件に「継続雇用者の給与総額」が採用されている場合には、適用要件を満たすことにはつながらない。

<sup>31</sup> この点に関し、一部雇用者の給与を大幅に引き上げて給与総額を増額させることで適用要件を満たすことが可能との指摘がある。これに対し鈴木財務大臣は、「企業は、税制だけでなく、事業の業績や従業員の能力評価、モチベーションの維持など、様々な状況を踏まえた上で雇用者の賃上げをどうするかという判断を行う」ため、実態的にはそのような事態はなかなか生じないと答弁している（第207回国会衆議院予算委員会議録第4号（令3.12.15））。



が今後とも維持されるという期待が高くなければ、雇用者は安心して消費を拡大させるようなことはせず、多くを貯蓄に回すことになる可能性が高いのではないか。「所得水準の改善を通じた消費喚起」を図る観点からすると、一時金に比して相対的に調整が効きにくい基本給について、その引上げがより一層促されるような適用要件とすることが本来的には望ましいと言えるように思われる。

なお、緊急提言では、本税制を見直す際の検討の視点として、「一人当たり給与の増加を要件とすること」を挙げていた（参照：2.（3）イ）が、令和4年度税制改正では直接的な要件としては採用されていない。個別の雇用者の給与の増減を把握することに執行上の課題があると考えられるほか、これを要件化することは、事実上、ベースアップ率の引上げを求めることになり、企業側としては適用要件を満たすハードルが上がることになる。

### ウ 企業の成長を促す施策

図表6と7から見て取れるように、本税制の創設以前から、企業は人件費を抑制する一方で、利益剰余金を増やし、現金・預金等を蓄積してきた。長年にわたりこのような経営行動が習慣化してきた企業に対し、人件費の規模拡大へと転換させることは容易ではない。

本税制により措置される税額控除は確かに高率であるが、永続的には適用されない。翌年度も税額控除を受けるためには更に給与総額を増加させる必要がある。また、税額控除を見越して給与総額を増加させたものの、最終的に利益が生じなければ、増加させた給与総額は全て企業の「負担」となる。このような「リスク」を企業が勘案すると、雇用者への分配は基本給の引上げではなく調整しやすい一時金の増加で対応しがちであるし、そもそも分配に舵を切ることに躊躇が生じることになる。本税制の適用件数が約13万件にとどまっているのは（図表10）、欠損法人が多いというだけでなく、収益や展望に対する不安があり賃上げに踏み出せないことも大きな理由ではないか。

このように考えると、本税制がこれまでより多くの企業に活用され、政策意図を実現できるようにするためには、来期以降の収益が一段と伸長すると企業が期待できる状況を創出すること、分配の源泉となる企業の収益が実際に拡大することが不可欠となる。政府においては、企業が成長期待を高め、給与の増額を行うことができる成長戦略を策定し、強力に実行することが求められよう。

## （2）金融所得課税に係る課題

金融所得課税については、所得再分配機能が適切に機能しておらず見直しが必要である旨以前から指摘されていたが、令和3年9月の自由民主党総裁選において、岸田総理を含む複数の候補者が金融所得課税の強化を掲げたことで改めて注目を集めた。しかし、総裁

図表10 賃上げ促進税制の適用実績

	適用件数	適用額(億円)
平成25年度	10,874	420
平成26年度	78,261	2,478
平成27年度	90,594	2,774
平成28年度	99,134	3,184
平成29年度	120,977	3,849
平成30年度	131,201	3,525
令和元年度	129,831	2,289

（出所）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

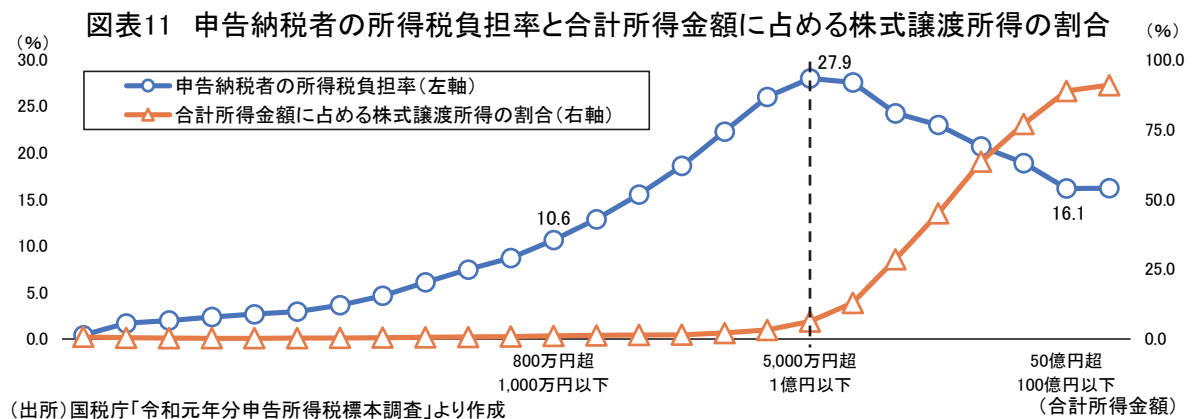
選後、岸田総理は、当面は金融所得課税について触ることは考えていないとした<sup>32</sup>。

令和4年度税制改正においては金融所得課税の強化は見送られたが、近年、株式や不動産などの資産価格の上昇や、コロナ禍でとりわけ非正規雇用が経済的打撃を受けたことなどにより格差が拡大しており、これを是正する観点から、金融所得課税の強化を求める声が更に強まっている。令和4年度与党税制改正大綱には「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。」と記載されている。今後、議論の深化が予想されることから、以下、金融所得課税の現状と強化に関する課題について整理する。

### ア 金融所得課税の現状

我が国における主な金融所得には、利子所得、配当所得、株式等の譲渡所得がある。利子所得は一部を除いて<sup>33</sup>源泉分離課税が採用され、一律20%（国・地方）の税率が適用される。配当所得は20%（国・地方）の申告分離課税と総合課税の選択制<sup>34</sup>となっている。株式等の譲渡所得は20%（国・地方）の申告分離課税に一本化<sup>35</sup>されている<sup>36</sup>。

我が国の所得税は、原則として総合課税による超過累進税率が適用されるため、本来は高所得者ほど税負担率が高くなる。しかし、上記のとおり金融所得の多くは分離課税で一律の税率が適用され、さらに高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことから、1億円を境に合計所得金額が増加するほど税負担率が減少するという



<sup>32</sup> 岸田総理が総裁に選出されて以降、株価の下落が続いたこともあり、市場に配慮したとの見方もある。岸田総理は「金融所得課税の見直しについては、成長と分配の好循環を実現するための様々な分配政策の選択肢の一つとして挙げてまいりました。分配政策としては、賃上げに向けた税制の強化、あるいは下請対策の強化など、まずやるべきことがたくさんあると考えています。分配政策の優先順位、これが重要です。」と答弁している（第205回国会衆議院本会議録第3号16頁（令3.10.11））。

<sup>33</sup> 特定公社債の利子等については20%（国・地方）の申告分離課税の対象となる（申告不要も選択可）。同族会社が発行した社債の利子でその株主である役員等が支払を受けるもの及びその役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払を受けるものは総合課税の対象。

<sup>34</sup> 上場株式等の配当（大口株主が支払を受けるもの以外）等の場合。なお、申告不要も選択可。

<sup>35</sup> 特定口座を通じて行われる上場株式等の譲渡所得等については、申告不要も選択可。

<sup>36</sup> 配当所得及び株式等の譲渡所得の税率は平成15年分から10%の軽減税率が適用されていたが、平成26年分から20%の本則税率に戻され現在に至る。

逆転現象が生じている（図表11）。この現象は「1億円の壁」と呼ばれ、税の重要な役割である所得再分配機能が正しく働いていないとして問題視されている。

## イ 課税強化の方法

### （ア）税率の一律引上げ

分離課税の税率を一律で引き上げる場合、税率以外に変更がなく、徴収に係る新たな仕組みづくりが不要となる。一方、高所得者層以外の投資家に対しても課税強化となる点が問題視される。政府税制調査会においては、課税強化の対象を富裕層に絞るべきとの意見や、NISA等の非課税枠の取扱いも併せて議論する必要性が指摘された<sup>37</sup>。

### （イ）総合課税化

総合課税化すると合計所得金額に応じた累進課税となるため、所得再分配の効果が高まる。また、多くの納税者にとって現状の分離課税よりも低い税率が適用されるようになり<sup>38</sup>、家計の資産形成が促される可能性がある。一方、現状の総合課税における累進税率を適用すると、高所得者層の金融所得に係る税負担が、諸外国と比べて過度に重くなるおそれがある。また、政府は、総合課税化した場合、損失が発生するタイミングを意図的に選んで他の所得と損益通算することで税負担の調整が行われるおそれがあること、納税者自身が申告手続を行う必要が生じることを指摘している<sup>39</sup>。

図表12 主要国の株式譲渡益課税の概要(2021年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス(※2)	ドイツ(※2)	フランス
課税方式	申告分離課税	段階的課税(分離課税) + 総合課税	段階的課税 (分離課税)	申告不要(分離課税) ※総合課税も選択可	分離課税と 総合課税の選択
	<b>20%</b>	分離課税(連邦税) <b>3段階 0、15、20%</b> + 総合課税(州・地方政府税) (※1)	<b>2段階 10、20%</b>	<b>26. 375%</b>	分離課税 <b>30%</b> 又は 総合課税 <b>17. 2~62. 2%</b>

※1 ニューヨーク市の場合、州税4.00~8.82%、市税2.7~3.4%+税額の14%の付加税となる。

※2 イギリスとドイツは、非課税限度額が別途設けられている。

(出所)財務省資料より作成

### （ウ）段階的な税率の設定

主要国では、英米のように段階的な税率を設定する方法や、独仏のように分離課税と総合課税の選択制によって擬似的に段階的な税率を適用する方法が採られている（図表12）。いずれも所得に応じた税負担となるため、家計の資産形成を阻害しにくい。一方、段階的な税率を設定する場合、金融所得の総額の把握方法が課題となる。この点、特定口座と紐付けしたマイナンバーによる名寄せで実行可能との見解<sup>40</sup>もある。

## ウ 課税強化による影響

課税強化の方法にもよるが、所得再分配機能が発揮され格差是正の効果が期待される

<sup>37</sup> 税制調査会第6回総会議事録（令3.11.19）

<sup>38</sup> 我が国の所得税の納税者は、適用税率5%の者が約6割を占め、8割強の者が適用税率10%以下とされる。

<sup>39</sup> 第204回国会衆議院財務金融委員会議録第7号10頁（令3.2.26）、第201回国会衆議院財務金融委員会議録第11号19頁（令2.4.10）

<sup>40</sup> 森信茂樹「自民党総裁選挙と格差問題—金融所得課税の見直し—」（令3.9.14）（東京財団政策研究所ウェブサイト）〈<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3797>〉（令4.1.18最終アクセス。以下同じ。）

とともに、税収が増える可能性もある。一方、課税強化をした場合には、増税前の株式売却や株式投資の敬遠などにつながるおそれがあるとの指摘もある<sup>41</sup>。また、課税強化によって期待リターンが低下することで、新興企業の将来性への投資（リスクマネー）の供給が減少するとの指摘もある<sup>42</sup>。ただし、「投資家がリスクテイクをする場合に重要なことは、どこまで損益通算が可能かという点であり、税率の高低には影響されない」として、損益通算制度の拡大<sup>43</sup>によって市場への影響を緩和できるとの見解<sup>44</sup>もある。

#### 4. おわりに

緊急提言において「新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方について、政府税制調査会の場で議論を進める。」とされ、令和3年11月12日、岸田総理から政府税制調査会に、あるべき税制の具体化に向けた包括的な審議が諮問された<sup>45</sup>。

政府税制調査会は、中長期的な視点から我が国における税制の在り方を検討する機関である<sup>46</sup>。言うまでもなく、税制は経済社会活動の根幹を支える重要な基盤であり、政府税制調査会には、専門的な見地、より広範な視野を持って税制の在り方を検討し、国民に対しあるべき税の姿を打ち出すことが期待されている。ところが、令和元年9月26日に「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」が答申されてから令和3年末までの約2年3か月の間に、政府税制調査会総会は6回、その下に設置された納税環境に関する専門家会合は7回開催されるにとどまっております<sup>47</sup>、頻度としては低調と言わざるを得ない。

コロナ禍は国民の生活様式や働き方に大きな影響を与えるとともに、格差の存在を改めて浮き彫りにさせた。これに対し、現行の税制が十分に対応したものであるのか改めて見つめ直す必要があるだろう。また、累増する債務残高に対処するための財源確保策としての税制の役割も議論が求められるのではないか。政府税制調査会には、様々な局面で起こっている変化や新しい課題に対応するべく、今後、租税理論や租税体系を十分に踏まえた骨太の税制論議が行われることを期待したい。

(かまた もとふみ、いとう つかさ)

<sup>41</sup> 市川雅浩「金融所得課税と1億円の壁」(令3.10.7) <<https://www.smd-am.co.jp/market/ichikawa/2021/10/irepo211007.pdf>>

<sup>42</sup> 森永康平『金融所得課税の見直し』は由々しき問題、“岸田新政権”が新産業領域に与える影響『DIAMOND SIGNAL』(令3.10.11) <<https://signal.diamond.jp/articles/-/896>>

<sup>43</sup> 現状では、公社債等の譲渡益、公社債等の利子、上場株式等の配当(大口以外)、上場株式等の譲渡益について、損益通算が可能となっている。預貯金の利子、非上場株式等の譲渡益などは対象となっていない。

<sup>44</sup> 前掲脚注40

<sup>45</sup> 岸田総理から、「人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。」ことが諮問された。

<sup>46</sup> 平成21年度税制改正までは、「平成〇年度の税制改正に関する答申」といった形で、個別税目の改革課題を挙げることを内容とする年度答申が行われていた。

<sup>47</sup> これに対し、例えば、平成13年9月から平成15年5月まで基礎問題小委員会は30回、平成15年10月から平成18年9月まで基礎問題小委員会は63回開催されている(総会との合同会議を含む。)